

古文書講話会

「古文書を 読んでみよう！」開催

直正公にちなんだ古文書を題材にしなが、初心者にも分かりやすく解説します。参加無料です。

※当日は筆記用具をご持参ください。

- 日時 1回…7月5日(土)
- 2回…8月2日(土)
- 3回…9月6日(土)
- 4回…10月4日(土)
- 5回…11月1日(土)
- 6回…12月6日(土)
- 13時30分～15時
- (受け付け…13時)

■場所

佐賀市立図書館2階 大集会室

■申込期間

6月2日(月)～13日(金)

■定員 先着30人

■申込方法

電話でご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

佐賀市教育委員会
文化振興課
☎40・7368
FAX 26・7378

徴古館企画展

「幕末佐賀 名君誕生」展

幕末佐賀藩の「名君」として知られる直正公。その人柄や考え方はどのように形づくられたのか。

本展では、直正公の生い立ちから17歳で藩主に就任するまでのあゆみを紹介いたします。

- 期間 7月5日(土)まで
- 場所 徴古館(松原)
- 時間 9時30分～16時
- 入館料 300円
- (小学生以下無料)
- 休館日 日曜・祝日
- 駐車場 有り



問い合わせ

公益財団法人鍋島報効会
(徴古館) ☎23・4200

南里邸を佐賀市景観重要建造物に指定しました

佐賀市には、歴史的にも景観的にもすぐれた建造物などが数多く残り、それらは佐賀らしさを伝える懐かしい景観として、今も地域の人たちに親しまれ続けています。

このような地域の自然、歴史、文化等からみて①建造物の外観が景観上の特徴を持つもの、②良好な景観形成に重要なもの、③道路など公共の場所から容易に見ることが出来るものを「景観重要建造物」として指定し、所有者の皆さんと一緒にすぐれた景観を守っていきます。

南里邸(柳町)：旧長崎街道に面した大型町家で、使用されている材料や工法から18世紀前期の建築と推定される市内最古の町家建造物です。



問い合わせ

本庁 都市デザイン課 景観係
☎40・7172 FAX 40・7387

筑後川昇開橋

スタンプラリー

特産物等の展示即売などもあります。また、ご当地キャラクターも来ます。(俵マイちゃん、シシリアンナちゃんなど) 参加無料です。

■日時 6月15日(日)

10時～12時30分

■会場 筑後川昇開橋周辺

■受付 各ポイント地点

■スタンプポイント地点

- ①獅子の広場、②ハートフル(諸富駅跡)、③橋の駅下ロンパ、④筑後川昇開橋展望公園、⑤筑後川交流館はなむね、⑥旧三潞銀行記念館

■対象 どなたでも。

小学4年生以下は大人同伴。

■抽選資格 スタンプポイントを4カ所以上回った人。

■お楽しみ

抽選会

13時

※「えつ銀色

祭り」と同時開催。



問い合わせ

(公財)筑後川昇開橋観光財団
☎0944・87・9919
FAX 0944・85・0353

佐賀都市計画風致地区

(松原公園・神野公園)を 変更しました

5月30日(金)に風致地区の区域を変更しました。

今回の変更により、風致地区ではなくなった区域では、建築等において風致地区内行為許可申請を行う必要がなくなります。

【変更図書の内容】

- 縦覧内容 ①松原公園風致地区(松原二丁目)の変更、②神野公園風致地区(神園四丁目)の変更

■縦覧場所(開庁時縦覧)

都市政策課

【位置図】



問い合わせ

都市政策課(本庁5階)
☎40・7163 FAX 40・7387

通行止めのお知らせ

■期間 6月3日(火)

平成29年3月31日(金)

都市計画道路大財藤木線整備事業にともない、市道大財藤木線とJＲ長崎本線との立体交差部(地下道部)が通行止めとなります。

近隣の交差点は混雑が予想されますので、早めの迂回をお願いします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ

道路整備課
☎40・7161 FAX 40・7397

出前講座

「バスの乗り方教室」開催

バスに乗ってみたいけど、乗り方がわからない」という皆さんに、市営バスを身近に感じてもらい、また安心してご利用いただくため、「バスの乗り方教室」を開催します。希望地へ伺います。

開催は無料です。

■対象団体

自治会、老人クラブ、福祉施設、会社など(10人～30人)

■所要時間 45分程度

■開催日時 平日9時～16時



小学1年生乗り方教室の様子

申し込み・問い合わせ

佐賀市交通局 総務課
☎23・3155 FAX 23・7309

「エコ料理教室」参加者募集!

旬の夏野菜を使って、環境に配慮したエコ料理を作ります。

■日時

7月1日(火)

9時30分～

13時30分(予定)

■場所

ほほえみ館

(兵庫北)

3階 健康料理講習室

■講師 佐賀市食生活改善推進協議会会長

原田 洋子さんほか

■募集人員 36人(定員を超えた場合は、抽選を行います)

■参加料 無料

■申込方法 ①郵便番号・住所、②氏名(ふりがな)、③電話番号を電話、

はがき、ファクス、または電子メールでご連絡ください。

■申込期限 6月13日(金)必着

参加決定者には6月20日(金)頃までお知らせします。



申し込み・問い合わせ

〒849-10917
佐賀市高木瀬町長瀬2369番地
循環型社会推進課 3R推進係
(佐賀市清掃工場内)
☎30・2430 FAX 30・2494
✉junkan@city.saga.lg.jp

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します

受付期間（9月30日）を過ぎると、受給できなくなるため、必ず期間内に申請を行ってください。

具体的な制度内容については市報さが5月15日号と同時配布の『佐賀市からの大切なお知らせ』または市ホームページをご覧ください。

【臨時福祉給付金】

■受付期間 6月20日（金）～9月30日（火）

■申請先 ○本庁 3階第1会議室

（本庁舎東側）

○各支所 保健福祉課（平日のみ）

【子育て世帯臨時特例給付金】

■受付期間 6月10日（火）～9月30日（火）

■申請先 ○本庁

〔7月25日までの平日〕

1階第1会議室（本庁舎東側）

※児童手当現況届会場と同じ

〔6月、7月の日曜および7月28日以降の平日〕

3階第1会議室（本庁舎東側）

○各支所 保健福祉課（平日のみ）

※公務員の人には申請書を送付しないため市ホームページから印刷するか受付窓口でお求めください。

《以下共通》

■申請方法

支給対象となる可能性のある人には申請用紙と返信用封筒（切手不要）を送付しますので、できるだけ郵送で申請してください。

（窓口受付時間）

○平日（8時30分～17時）

火曜は19時まで（本庁のみ）

○6月、7月の日曜（本庁のみ）

9時～16時

※土曜祝日は受け付けていません。

市・県民税の申告はお済みですか？

未申告の場合、給付金を受給できない場合があります。収入のない人も申告が必要です。未申告の人は、至急申告をお願いします。ただし、次の人は申告をする必要はありません。

- ・平成25年分の所得税の確定申告をした人
- ・平成25年中の収入が「給与」のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている人
- ・平成25年中の収入が「公的年金等（障害年金、遺族年金を除く）」のみの人

問い合わせ

佐賀市臨時給付金コールセンター
☎ 20・1151151～1152

6月中に児童手当現況届をご提出ください



平成26年6月分（10月支給分）以降の手当を受給するためには、6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。

期限までに提出がない場合は、手当が支給されません。

※対象となる人には、6月上旬に現況届の用紙および案内書類を送付します。詳しくはそちらをご覧ください。

■提出期間 6月10日（火）～30日（月）

■提出方法 当日消印有効

※窓口（本庁1階 第1会議室または各支所保健福祉課）でも受け付けますが、混雑が予想されますので、郵送提出にご協力ください。

問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係
☎ 40・7252
FAX 25・5440
または各支所保健福祉課

認知症サポーター養成講座

（認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざして）

■内容

認知症という病気について、認知症の人への対応、認知症の予防など

■時間 1時間～1時間半程度

■料金 無料

■受講方法

市民公開講座または、出張講座 ※1回の受講で、「認知症サポーター」になります。

認知症サポーターとは

認知症の人を見守る応援者のことです。活動のノルマ等はありません。ご自身ができることで、認知症の人やそのご家族へのサポートをお願いします。

佐賀市の認知症サポーター数 平成26年3月末現在 18,169人

●市民公開講座

■日時 6月26日（木）13時30分～15時

■場所 ほほえみ館4階 視聴覚室

■定員 80人程度

■申込期限 6月20日（金）

●出張講座

地域や職域・学校など、10人以上の団体へ講師を派遣する講座です。 ※各講座は電話で申し込みください。

申し込み・問い合わせ

本庁 高齢福祉課 長寿推進係
☎ 40・7253

子どもの医療費を助成しています

■申請手続き

※資格証が使えなかった場合のみ、市へ申請が必要です。 ※受診月の翌月から医療費支払日の1年後まで受付可。

※ひとり親家庭等医療費助成、または、重度心身障害者医療費助成の受給資格をお持ちの人は、それぞれの制度で申請をしてください。

問い合わせ

本庁 福祉総務課 母子福祉係
（1階45～47番窓口）
☎ 40・7252
FAX 25・5440
または各支所保健福祉課

平成26年度の国民健康保険税の納付が始まります

6月中旬に、納税通知書を納税義務者である世帯主（※擬制世帯主を含む）あてに送付します。

国民健康保険の医療費は、①皆さんが納める保険税、②国からの負担金など、③病いやけがで病院にかかったとき窓口で支払う一部負担金でまかなわれています。

皆さんの納める保険税は国民健康保険を健全に運営していくための大切な財源です。納め忘れないよう納期内の納付をお願いします。

擬制世帯主とは

国民健康保険被保険者がいる世帯の国民健康保険の被保険者でない世帯主のことです。納税義務や届出義務は擬制世帯主が負うこととなります。



限度額が変更になりました
国の政令の改正にともない、平成26年度の佐賀市国民健康保険税の賦課限度額が、介護分を含め77万円から81万円に変更になります。

| | |
|----------|------|
| 医療分 | 51万円 |
| 後期高齢者支援分 | 14万円 |
| 介護分 | 12万円 |
| 合計 | 77万円 |

（平成25年度限度額）

| | |
|----------|------|
| 医療分 | 51万円 |
| 後期高齢者支援分 | 16万円 |
| 介護分 | 14万円 |
| 合計 | 81万円 |

（平成26年度限度額）

詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

本庁 保険年金課 国保税一係
☎ 40・7272
FAX 40・7390

子どもの医療費助成制度の概要

| 子どもの年齢 | 対象医療費 | 医療費の支払方法・助成方法 | 手続きに必要なもの |
|------------|---------------------------------|---|--|
| 0歳～小学校就学前 | ・通院 ・調剤 ・入院 ※保険診療分のみ対象 | <p>■県内医療機関等および県外の次の医療機関（①福岡市立こども病院、②聖マリア病院、③久留米大学病院、④佐世保市立総合病院、⑤佐世保共済病院）</p> <p>医療機関の窓口で保険証と「子どもの医療費受給資格証」を提示し、次の負担額を支払ってください。</p> <p>●保護者負担額 1医療機関1月あたり 【通院】上限500円×2回まで 【入院】上限1,000円 ※調剤薬局での自己負担はありません。 ※上記以外の県外医療機関受診時（2割負担）や、補装具を作った場合は、医療費を全額支払後、市への助成申請手続きが必要です。</p> | <p>印かん、子どもの健康保険証、保護者の通帳、領収証（医療機関の領収印および保険診療点数の記載があるもの）</p> <p>※補装具購入の場合は、上記のほか、次のものが必要となります。 〔医師の装具作成指示書、見積書、請求書、加入健康保険からの給付額決定通知〕</p> <p>※加入している健康保険の高額療養費や附加給付の対象となる場合は、先に健康保険に療養費請求をしてください。</p> |
| 小学生 中学生 | ・入院 ※保険診療分のみ対象 | <p>医療機関での支払い後、市役所へ助成申請を行ってください。 1医療機関1月あたり1,000円を控除して助成します。</p> | |

※資格証（未就学児のみ）は、市窓口での交付申請が必要です。

※小中学生の通院・調剤は、助成対象外となります。